

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成29年2月10日（平成29年（行情）諮問第51号）

答申日：平成29年11月1日（平成29年度（行情）答申第283号）

事件名：特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の開発・推進に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年9月1日、「平成27年3月23日より、新たな特許情報提供サービスである『特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）』を開始します。」旨特許庁ホームページにおいて発表されたが、この「特許情報プラットフォーム（以下「J-PlatPat」という。）」の開発・推進に関する文書（例えば、開発・推進のための設計書、開発・推進のための会議の開催日時、出席委員、議事録、報告書、受注業者の選定・入札・予算・予算執行状況に関する文書、特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）間の契約、INPITと特定請負業者間の請負契約及び特定請負業者と開発メーカー間の契約等）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、「独立行政法人工業所有権情報・研修館平成26年度計画」、「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」及び「特許情報プラットフォームの開始について」を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月15日付け20150416特許12により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

J-PlatPatは、特許庁の最重要政策である特許情報提供政策の中核を成すものである。この特許庁の最重要政策である特許情報提供政策の中核であるJ-PlatPatの開発・推進に関する文書が合理的に考えて存在しないはずがない。

（2）意見書

特許庁にとって最重要な政策である特許情報政策の中心的施策たる J-PlatPat に関する文書が存在しないことは常識的に考えてあり得ないことである。もし、本件対象文書を以前保有していたが廃棄した場合はその旨、その根拠及び廃棄日時を明確にしていきたい。

また、理由説明書には、「J-PlatPat の開発・推進は、INPIT により、一般競争入札の手続きに基づき、決定した請負業者と J-PlatPat の開発・推進を実施した。したがって、J-PlatPat の開発・推進に関して、特許庁と INPIT とは契約関係になく、開示請求のあった文書は存在しない。なお、INPIT ホームページには、本件の入札公告情報が掲載されているので、参考として提示する。」旨記載されている。

しかし、特許庁と INPIT とは契約関係になくとも、これら両団体は、特許情報の提供に関し密接に連携せざるを得ない関係にあるので、特許庁の中核業務である特許情報提供システムに関し、密接に連絡協議しているはずであり、この連絡協議している内容は文書の形で残されているはずである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は存在しないとして、平成 27 年 6 月 15 日付けで不開示とする旨の原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、「J-PlatPat の開発・推進に関する文書」を開示請求しているが、J-PlatPat の開発・推進は、INPIT により、一般競争入札に付された。INPIT は、一般競争入札の手続きに基づき、決定した請負業者と J-PlatPat の開発・推進を実施した。

したがって、J-PlatPat の開発・推進に関して、特許庁と INPIT とは契約関係になく、開示請求のあった文書は存在しない。

なお、INPIT ホームページには、本件の入札公告情報が記載されているので、参考として提示する。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 2 月 10 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年 3 月 1 日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 同年 10 月 10 日 審議

⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、J-PlatPat の開発・推進に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書は存在しないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、J-PlatPat の開発・推進に関する文書の開示を求めるものであるが、J-PlatPat は、INPIT が提供しているサービスである。

イ INPIT が行う事務及び業務については、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に基づき、経済産業大臣が独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを INPIT に指示し、INPIT は、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、経済産業大臣の認可を受け、さらに、INPIT は、事業年度の事業運営に関する計画（年度計画）を定め、これを経済産業大臣に届け出た上で、実施されるものである。

ウ 「独立行政法人工業所有権情報・研修館平成26年度計画」（以下「平成26年度計画」という。）において、第5回産業構造審議会知的財産分科会（平成26年2月24日）の議論を踏まえ、「新たな『産業財産権情報提供サービス事業』（仮称）の準備を進め、平成27年3月末に提供を開始する。」とされた。これを踏まえ、INPIT は、J-PlatPat の準備を進め、平成27年3月23日にその提供を開始した。

エ INPIT は、J-PlatPat の開発・推進につき、一般競争入札に付し、決定した請負業者との間で実施しており、特許庁は、同開発・推進に係る文書を、INPIT 等から取得していない。また、特許庁は、J-PlatPat の開発・推進に関して、INPIT との間に契約行為は行っていない。

オ したがって、特許庁は、本件対象文書を作成も取得もしていない。

(2) 諮問庁から、通則法及び平成26年度計画の提示を受け、さらに当審査会事務局職員をして INPIT のウェブサイトにおいて、J-PlatPat の開発・推進に係る入札公告及び入札結果に係る情報を確認したところ、J-PlatPat の開発・推進の経緯については、諮問庁の上記(1)アないしエの説明のとおりと認められる。

(3) しかしながら、平成26年度計画には、「新たな『産業財産権情報提

供サービス事業』（仮称）の準備を進め、平成27年3月末に提供を開始する。」との記述があり、上記（1）イのとおり、年度計画は経済産業大臣に届け出られるものであることから、本件開示請求時点において、処分庁が平成26年度計画を保有していれば、平成26年度計画は本件対象文書に該当すると認められる。これを踏まえ、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、平成26年度計画の保有について確認させたところ、本件開示請求時点においても、これを保有していたとのことであった。

したがって、平成26年度計画を本件対象文書として特定すべきである。

（4）さらに、平成26年度計画には、「第5回産業構造審議会知的財産分科会（平成26年2月24日）においても世界最高水準の知的財産権情報サービスの実現を目指すこととされたことを踏まえ」「新たな『産業財産権情報提供サービス事業』（仮称）の準備を進め」との記述があることから、当審査会事務局職員をして特許庁のウェブサイトに掲載された産業構造審議会知的財産分科会の資料を確認させたところ、同分科会第5回会合（平成26年2月24日）の報告書である「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」において、「現在、工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて提供している特許電子図書館（IPDL）について、官民の役割分担に留意しつつ、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超越する世界最高水準のサービス提供を目指し新たな情報基盤に刷新する。」との記述が確認でき、同分科会に係る文書のうち、少なくとも当該資料については本件対象文書に該当すると認められるので、これを特定し、さらに、産業構造審議会知的財産分科会に係る文書等、特許庁において保有する文書を調査の上、本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

（5）また、本件請求文言には、J-PlatPatの開始について特許庁ホームページにおいて発表された旨の記述があることから、当審査会事務局職員をして、特許庁ウェブサイトを確認させたところ、「特許情報プラットフォームの開始について」との文書が掲載されていることが確認でき、当該文書は本件対象文書に該当すると認められる。

したがって、「特許情報プラットフォームの開始について」を本件対象文書として特定すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において、平成26年度計画、「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」及び「特許情報プラットフォームの開始について」を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久